

(令和3年度)利用促進・維持継続支援の手引き

姫路市交通計画室

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が減少した地域公共交通の利用回復や更なる利用拡大に向けた取組み及び事業の維持継続に要する経費を支援するものです。

2 対象事業者

- ①乗合バス事業者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有し、市内を含む路線を定めて定期に運行する者
- ②タクシー事業者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有し、市内を営業区域に含む者
- ③定期航路事業者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有し、市内の港を起点及び終点とした航路を有する者
- ④鉄道事業者：起点駅と終点駅がいずれも市内で完結する鉄道路線を運行する者

3 補助対象の経費

利用促進や新たな需要創出を目的とした取組み、事業の維持継続に要する費用を対象とします。

(1) 補助対象 ※補助対象額は、[税抜き金額]です。

①利用促進に関する経費

(具体例)

- 公共交通を利用したキャンペーン企画費用
- 企画乗車(船)券開発費用
- 利用促進 PR チラシ作成・広報費用
- 待合施設環境改善費用
- キャッシュレス決済対応化費用(クレジット、PaypayなどのQRコード決済への対応化)
- 配車アプリ等配車システム開発費用 等

②新たな需要創出に関する経費

(具体例)

- 子育て支援事業費用
- 買物支援事業費用
- 他の交通事業者間との連携企画費用 等

③事業維持継続に関する経費

(具体例)

- 車体(船体)検査費
- 車両(船体)等の維持補修費
- 保険料(自賠責保険、任意保険 など)

(2) 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間

※1 交付申請は、1補助対象者につき1回限りです。

※2 実績報告の提出期限は、事業終了後30日以内または令和4年3月10日のいずれか早い日です。(期日厳守)

4 補助金の額

予算の範囲内において、下表のとおり定める額を限度に補助します。

※ 他の補助事業(国庫補助、県補助等)による補助金額分は控除します。

表 補助金の額

事業者	補助額(上限)
乗合バス事業者	● 100万円/事業者
タクシー事業者	● 5両以上保有する法人:30万円/法人 ● 2両以上5両未満保有する法人:10万円/法人
定期航路事業者	● 100万円/事業者
鉄道事業者	● 100万円/事業者

5 申請から補助金交付までの流れ

手順	提出書類
①交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様式第1号(補助金交付申請書) ■ 事業計画書 ■ 収支予算書 … 税抜き金額で記入ください。 ■ 登録台数(船舶数)が確認できる資料(例:神戸運輸監理部への届出書) <p>【未提出や変更の場合のみ、下記も必要】</p> <p>▶ 相手方登録申出書 … 入金先口座を指定するものです。</p>
(提出後) 市から交付決定通知書を送付	
②変更申請	<p>【(①交付申請)と実績が異なる場合、(③実績報告)前に変更が必要です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式第3号(補助金変更交付申請書) ■ 変更理由書 ■ 事業計画変更書 ■ 収支予算変更書 … 税抜き金額で記入ください。
(提出後) 市から変更交付決定通知書を送付	
③実績報告	<p>【提出期限】終了後30日以内または令和4年3月10日のいずれか早い日</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 様式第8号(実績報告書) ■ 実績報告書 ■ 収支報告書 … 税抜き金額で記入ください。 ■ 領収書や納品書等使用した項目とその費用がわかるもの(原則、原本) … 原則、原本です。必ず領収書や納品書を手元に保管し、提出してください。
(提出後) 市から補助金額の確定通知書を送付	
④補助金請求	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様式第10号(補助金請求書)

※各様式、交付要綱等は、姫路市ホームページよりダウンロードできます。

アドレス <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000013834.html>

※各種書類は、下記提出先まで直接持参、郵送(提出期限日必着)またはメール(領収書等原本が必要な書類は除く)にて提出ください。

6 提出先及びお問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市交通計画室 地域公共交通担当

電話 079-221-2493 FAX 079-221-2557

メール kotukeikaku@city.himeji.lg.jp